

1. 会合名	自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ（第 49 回）
2. 日 時	平成 27 年 12 月 3 日（木）午前 10 時 00 分 ～ 午前 11 時 10 分
3. 議 案	1. 非対面取引における本人確認等について 2. その他
4. 主な内容	「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関する Q & A（以下、『犯収法 Q & A』）」に関して、第 46 回 WG（平成 27 年 11 月 12 日開催）後に「非対面取引における本人確認等に関する意見募集」を行った。 今回の WG では、上記意見募集結果を受けて作成した、「新規口座開設における追加的本人確認措置」と「既存口座における追加的本人確認措置」に関する事務局案について、検討した。 1. 非対面取引における本人確認等について （主な意見等） ・「新規口座開設における追加的本人確認措置」に関しては、「2 種類の本人確認書類等を受入れることを原則とする」ことについては、その対応が不可能であるという意見はなく、また、義務とすべきという意見もなかった。一方、インターネット取引について業界で統一的な対応方法を定めた方が顧客から本人確認書類等の提出について理解を得られやすい等の理由から、原則とすべきという意見もあった。また、非居住者等の顧客の属性や各社の業態から、2 種類の本人確認書類等の受入れが難しい場合もあるという理由から、努力義務に留めるべき、または協会員に委ねるべきという意見もあった。 ・犯収法 Q & A における「非対面取引」にどのような取引が含まれるかということについては、インターネット取引やコールセンター取引等の専用口座による取引が「非対面取引」に含まれることについての異論はなかった。一方、郵送や電磁的方法等により営業担当者が対面せずに口座開設するが、その後の取引では営業担当者が対面することもある取引まで含めるかについては、意見が半々に分かれたという印象である。ただ、「非対面取引」にどのような取引が含まれるかということについては、平成 24 年 10 月に金融庁が「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」を公表した際のパブリックコメントにおいて、「非対面取引」はインターネット取引であると明示しており、特に変更される予定はないと聞いている。したがって、「非対面取引」の定義についてはそれに合わせる形で作成したのが事務局案である。 ・「2 種類の本人確認書類等を受入れることを原則とする」という記載の「原則」

とは、2種類の本人確認書類等の受入れについて、実務上対応できない理由が特になければ2種類の本人確認書類等を受入れる対応でなければならないということか、それとも、代表的な方法として示しているという意味に留まるのか。
⇒2種類の本人確認書類等の受入れ以外は認めないということではない。たとえば、2種類の本人確認書類等の受入れに係る登録がシステム上の制約等によりできない等、実務上対応できない場合もあると思われる。日証協としては、2種類の本人確認書類等の受入れで対応してほしいという思いがあるが、そうしなければならないというものではない。

⇒各社が2種類の本人確認書類等の受入れよりも実効性が高いと考え、異なる方法により措置を講じることは許容されると考えてよい。

⇒犯収法Q & Aに記載している方法よりも厳格な方法で対応している等、非対面取引についての内部管理態勢として、一般的に考えて合理的なものであるのであれば、問題ないと考えられる。

- ・ 今回の犯収法改正で、本人確認の際に写真付きでない本人確認書類を用いる場合には、対面取引であっても、もう1種類の本人確認書類の徴求または転送不要郵便等の対応が必要となった。犯収法Q & Aで新規口座開設における追加的本人確認措置として記載しているのは、そもそも2種類の本人確認書類を受入れている場合であっても、さらにもう1種類の本人確認書類の受入れが必要ということではない、との理解でよい。

⇒その理解でよい。犯収法Q & Aにおける記載は、本人確認の追加的な措置全般として2種類の本人確認書類等を受入れるという意味である。(事務局)

- ・ 新規口座開設における追加的措置として、限定的にその措置が列挙されているが、ここに記載されているものと同水準の措置であれば、本人確認の対応として認められる旨を記載してもらいたい。

⇒追加的措置については、実務上どのような方法が考えられるか、WG委員からご意見をいただき、特に非居住者取引について追記したいと考えている。そのうえで、例示している措置と同水準の措置であれば認められる旨を追記することについても検討したいと考えている。(事務局)

- ・ 事務局案について、非対面取引はインターネット取引やコールセンター取引による取引を指すことと、2種類の本人確認書類の受入れを原則とすることが要点となるが、その点については、異論はない。

⇒「専ら非対面取引を行うことを目的として」という記載について、金融機関同士の取引は通常は電話等で行われるが、このような取引は犯収法Q & Aに

	該当するのか。 ⇒インターバンク市場での取引は該当しない。ここで言っているのは、対面取引を前提としている口座を開設したにもかかわらず、全く対面できないケースのことである。(事務局) ⇒事務局案の方向性については、特に異論はないようなので、事務局案を基本として犯収法Q & Aの検討を引き続き進めたい。 2. その他 特になし。 以 上
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する 問い合わせ先	自主規制企画部（０３－３６６７－８４７０）